

学園東地域福祉センター利用規程

学園東町ふれあいのまちづくり協議会

(目的)

第1条 この規程は、学園東町ふれあいのまちづくり協議会(以下「協議会」という)が神戸市より管理運営委託を受けた学園東地域福祉センター(以下「センター」という)の利用について必要な事項を定める。

(開館時間及び休館日)

第2条の1 センターの開館日における開館時間は、次の通りとする。

- ① 通常の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。
- ② 利用許可を受けた団体の時間外利用は、午後5時から午後9時までとする。

第2条の2 センターの休館日は、次に掲げる日とする。

- ① 第二、第三日曜日を除く日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律第三条に規定する日
- ③ 原則12月28日から翌年1月5日まで
- ④ 特別警報あるいは警報発令時

対象とする気象等の特別警報:大雨(土砂災害、浸水害)、大雪、暴風、暴風雪。

対象とする気象等の警報:大雨(土砂災害、浸水害)、洪水、大雪、暴風、暴風雪。

午前8時時点で特別警報あるいは警報発令の場合→午前中閉館

正午時点で特別警報あるいは警報発令の場合→午後閉館

センター使用中に発令の場合→活動を中止し原状復帰して速やかに退館

第2条の3 開館時間外および休館日の利用は防火・防犯の観点から原則認めない。ただし、福祉センターの利用方法に精通する協議会所属の団体で、「学園東地域福祉センター休館日・閉館時利用について」を遵守し、かつ施設管理部長の事前承認を得た場合は使用出来る。

第2条の4 協議会は、特に必要があると認める時は、前項の規定にかかわらず開館し、また休館することが出来る。

(利用申し込み)

第3条 ふれ協行事活動でセンターを利用する時は、利用責任者を定め、「利用申込書」に必要事項を記入し、利用日の3日前までに協議会に申請し、その承認を得るものとする。

ふれ協行事活動以外の定例利用者は3か月分まとめて、5月、8月、11月、2月の最終土曜日の10:00～11:00に利用申込みをセンターで受け付ける。

非定例利用団体がセンター利用申込みをする場合は、施設管理部長の承認を受けた上で、センター利用要領に定める利用ルール(2)に従って申込み出来る。

(利用の禁止)

第4条 センターの利用目的が、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を禁止する。

- ① 個人的な利用(冠婚葬祭など)
- ② 営利目的の利用
- ③ 宗教活動または政治活動の為の利用
- ④ 公益を害し、または風俗を乱す恐れのある利用
- ⑤ 建物または付属物を損傷する恐れのある活動

⑥ 前各号に定めるものの他、その利用が不適切と認められる利用

(利用者の義務)

第5条 センターの利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- ① 建物および付属物を傷つけないように注意すること。
- ② 器具、備品などを大切に扱うこと。
- ③ 火器の取り扱いは、特に注意すること。
- ④ 騒音などにより、周辺住民に迷惑をかけること。
- ⑤ 利用後は、消灯確認、炊事場等の利用後は、水道蛇口閉め、特にガスの元栓は閉めること。
- ⑥ 利用後は整理整頓し、ゴミ等は利用者が持ち帰ること。
- ⑦ 休館日・閉館時にセンターを利用する利用責任者は、「学園東地域福祉センター利用要領」及び「学園東地域福祉センター休館日・閉館時利用について」に定める方法で事前に利用を申し込み、施設管理部長の利用承認を受けること。

(運営協力金)

第6条の1 センターの利用者は、別表に定める運営協力金を支払わなければならない。

第6条の2 次の各号に該当するときは、前項の規定にかかわらず運営協力金の徴収はしない。

- ① 協議会が実施する地域福祉活動、交流活動
- ② 各種団体が実施する活動のうち、協議会があらかじめ承認したもの

第6条の3 運営協力金は、原則として前納とする。

第6条の4 利用取り消しの場合の運営協力金の返納は、利用予定日の3日前までに利用予定変更届け出を行わなければならない。

(センター鍵の保管)

第7条 協議会は、鍵の保管者を別途定めるものとする。

(利用者の賠償責任)

第8条 センターの利用者は、自己の責に帰すべき事由により、建物または付属物などを破損または汚損したときは、自己の責任により、速やかに原状に復帰するか、もしくは修繕費等の費用を賠償しなければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めるものの他、センターの利用について必要な事項は、協議会で定めるものとする。

※別表 (第6条関係) 運営協力金

場所	活動時間			
	9:30~12:30		13:00~16:30	
活動コーナー①	500円	1,000円	500円	1,000円
活動コーナー②	500円		500円	

参考(学園東地域福祉センター利用要領(3)の④⑤より)

○登録サークル及び定例外グループの協力金の返金について

センター利用中止の場合、3日前までに利用中止の連絡が無ければ返金はしない。

※活動中警報等発令時:午前利用中 10:30以降発令時は返金はしない

:午後利用中 14:00以降発令時は返金はしない

:利用前及び上記時間前は全額返金とする

○サークルなどが止むを得ず洋室利用する場合は、施設管理部承認の元で所定の協力金を徴収する。

(原則;第6条の2に定めたもの以外の洋室貸し出しはしない)

参考 関連する要領類

・学園東地域福祉センター利用要領

・学園東地域福祉センターの当番業務要領

・学園東地域福祉センターの備品管理要領

・学園東地域福祉センター休館日・閉館時利用について

改訂履歴 令和3年8月7日 休館日・閉館時の利用方法の改訂 同日より施行